

第7章 乗車変更等の取扱

第1節 通則

(乗車券変更等の取扱箇所)

第113条 乗車券変更その他この章に規定する取扱いは、駅員配置駅または車内において行う。

ただし、旅客運賃の払い戻しは、旅行中止駅等所定の駅に限って取扱う。

2. 前項の規定に関わらず、駅員無配置駅における乗車変更の取扱は、駅員配置駅において取り扱う。

(払い戻し請求権行使の期限)

第114条 旅客は、旅客運賃について払い戻しの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券が発行の日の翌日から起算して1ヶ年を経過した時は、これを請求することができない。

(乗車変更後の旅客運賃の収受または払い戻しをする場合)

第115条 乗車変更の取扱をした乗車券について、旅客運賃の収受または払い戻しをする場合は、旅客が現に所持する乗車券を発駅で購求した場合の旅客運賃額を収受しているものとして収受または払い戻しの計算をする。ただし、払い戻しの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃の額を限度として取り扱う。